

相続の基礎講座 その⑤

～養子縁組のやり方と養子縁組のメリット～

養子縁組の仕方（手続き）

必要書類

- 養子縁組届書（成人の証人2人の署名・押印必要）
→ 証人2人は親族でもOK
- 養親、養子双方の印鑑（15歳未満は法定代理人の印鑑）
→ 法定代理人は現在の親権者を指します
- 戸籍謄本（届出をする市町村に本籍が無い場合）

養子縁組のメリット

メリット その①

実子でなくても相続人となれる。

(実子と同等の相続権を得ることができる)

メリット その②

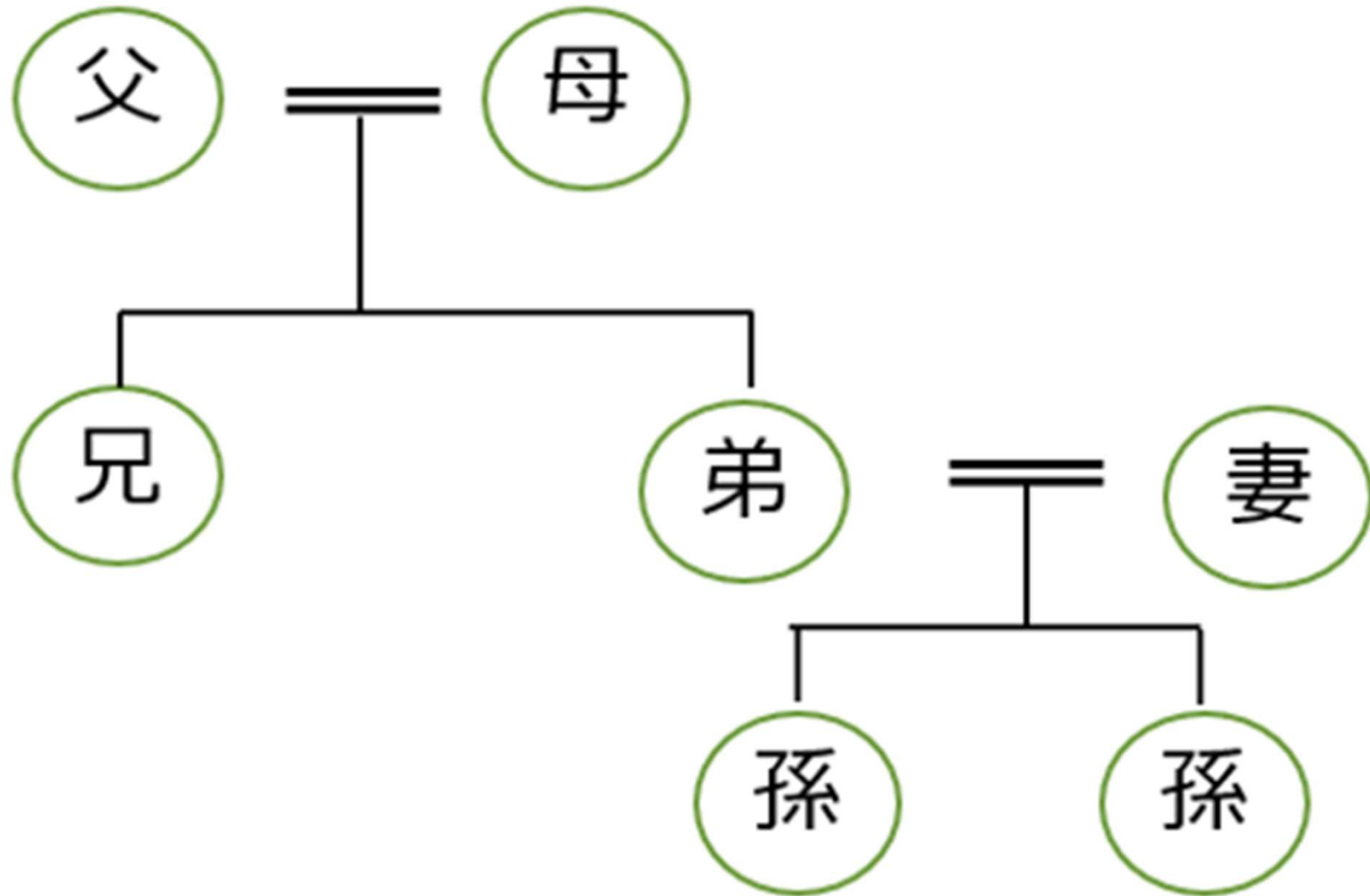
相続税の節税効果がある。

- ・ 相続税の基礎控除額
- ・ 相続税の総額の計算
- ・ 生命保険金・退職金の非課税額の増額

メリット その③

孫を養子にすることによって財産を一代飛ばせる。

実子でなくても相続人となれる（実子と同等の相続権を得ることができる）



相続税の節税となる(生命保険金・退職金の非課税枠の増加)

生命保険金・退職金の非課税枠

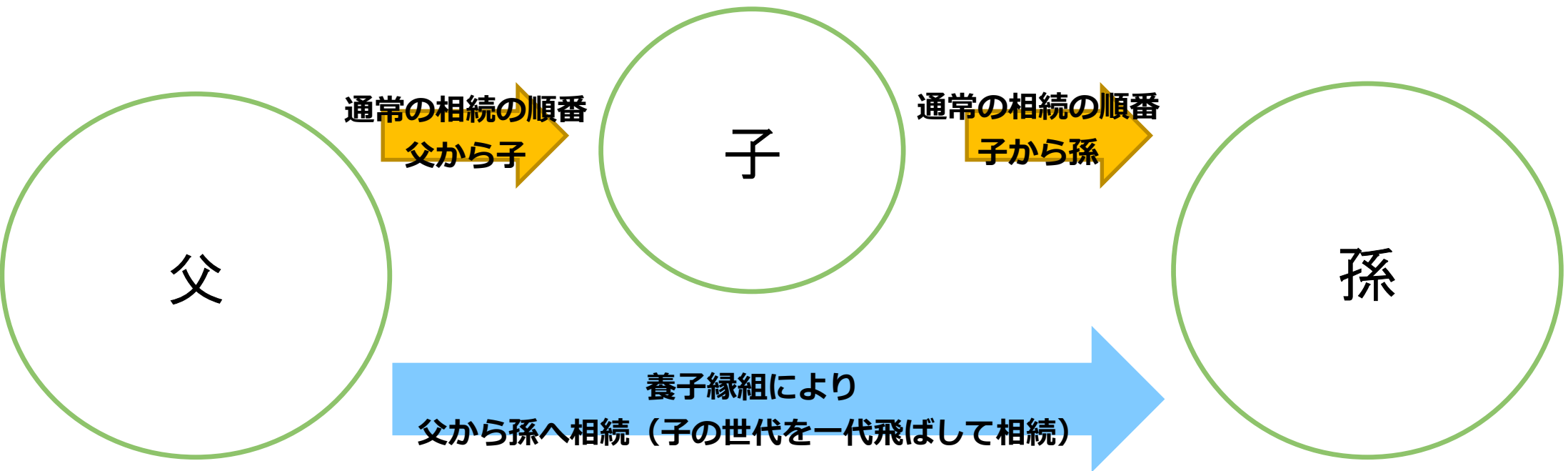
500万円 × 相続人の数 まで非課税

※ただし、相続人の数に含めることができる養子の数は、相続税の基礎控除と同じく

- ・実子がいる場合は養子1人まで
- ・実子がない場合は養子2人まで となっています。

※生命保険金・退職金の非課税枠は、生命保険金・退職金それぞれで非課税枠が設けられています。生命保険金・退職金それぞれを受取ると非課税枠が2回使えて効果的に節税をすることが可能となります。

孫を養子縁組することによって財産を一代飛ばせる



特徴

- 子を飛ばすため、子の世代で相続税の申告がその分不要。
- 不動産の場合、不動産登記を1回減らせる。
- 孫へ早く財産を移すことができる。

END